

# 商品概要説明書

## 年金振込指定者専用金利上乘せ定期貯金

(令和8年4月1日現在)

商品名	・年金振込指定者専用金利上乘せ定期貯金 (愛称: セレサひまわり会専用定期貯金)
ご利用いただける方	・個人のみ (当店で年金振込を既に開始されている方) (当店で年金振込を新規に指定される方) ※年金とは、国民年金、国民年金基金、厚生年金、厚生年金基金(企業年金連合会から支給される年金を含む)、共済年金、農業者年金かつ一時金支給でないものに限りです。 ※諸事情により、年金の振込が全額停止されるなど、年金の振込が当店で確認できない場合には、預入の対象となりません。
期間	・1年の定型方式 ※預入時のお申し出により自動継続(元金継続)の取扱いができます。
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・1円以上500万円以内 (「JAマル得定期貯金」と合算し、お一人さま500万円を限度とします。) ・1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利息 (1) 適用金利  (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金  (5) 金利情報の入手方法	・適用金利 「スーパー定期貯金<単利型>」の店頭表示金利+年0.7% ・預入時の適用金利を満期日まで適用します。なお、預入期間を通じて、年金の振込が確認できない場合は、預入時の「スーパー定期貯金<単利型>」の店頭表示金利を適用する場合があります。 ・自動継続後の金利は、継続日における年金振込指定者専用金利上乘せ定期貯金の金利を適用します。ただし、当店で年金の振込が確認できない場合は、継続日における「スーパー定期貯金<単利型>」の店頭表示金利を適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の源泉分離課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手数料	—
付加できる特約事項	・マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。ただし、350万円を超える金額に対しては源泉分離課税の扱いとします。 ・通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス)がご利用になれます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 (1) 6か月未満 解約日における普通貯金利率 (2) 6か月以上1年未満 約定利率×50%

<p>貯金保険制度 (公的制度)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</li> </ul>
<p>苦情処理措置および 紛争解決措置の内容</p>	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店または総合リスク管理室（電話：044-877-2186）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA総合リスク管理室またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>神奈川県弁護士会紛争解決センター（電話：045-211-7716）</p>
<p>その他参考となる 事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。</li> <li>・総合口座の担保に組入れはできません。</li> </ul>

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J Aセレサ川崎